

令和5年（ウ）第1号 島根原発2号機運転差止仮処分申立事件

債権者 ■■■■■ 外3名

債務者 中国電力株式会社

準備書面（5）

2023年9月11日

広島高等裁判所 松江支部 御中

債権者ら代理人弁護士 妻 波 俊一郎

同 河 合 弘 之

同 水 野 彰 子
ほか

本書面では、立地審査指針に関して、主張書面1の「第2章」に対する反論を述べる。

目次

1 債務者の主張の概要.....	2
2 債務者の主張は深層防護の考え方を否定.....	2
3 債務者の主張は福島原発事故の教訓を無視したもの.....	4
4 債務者の主張は福島原発事故以前の立地審査指針が機能しなかった問題の解決策ではない.....	5
5 立地審査は住民の生命身体の安全を守るために不可欠な防護レベル.....	6

1 債務者の主張の概要

債務者の主張は、立地審査指針は原則的立地条件①乃至③を規定しているが、そのうち、②原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること ③原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じ得る環境にあること については、新規制基準において、これら原則的立地条件よりも強化された別途の安全対策を規定することとされ、また、原災法等により原子力災害防止対策の強化がなされていることなどから、現在においては、原則的立地条件②及び③を立地審査の過程で審査する必要がなくなったというものである（41頁から48頁）。

具体的には、設置許可基準規則が重大事故等対策を講ずることも要求し、重大事故に至るおそれのある事故が生じた場合であっても、敷地外の公衆に影響を及ぼし得る程度の放射性物質の放出がないことを規制要求としていることからすれば、公衆に影響を及ぼす程度に放射性物質が放出されることを前提に、発電用原子炉施設の敷地境界とは別途、公衆との離隔に関する立地評価をする必要性は認められず、また、同規則において原子力防災対策の観点から立地評価を行うことは、現在においてはその意義を失っていると主張する（41頁から48頁）。

しかし、債務者の主張は、立地審査指針の目的、深層防護の意味、福島原発事故において立地審査指針が機能しなかった理由について何ら考慮せず、或いは、間違った考慮をし、旧基準における間違った安全対策の考え方を反省せず、再び重大な過ちを犯そうとするものである。

2 債務者の主張は深層防護の考え方を否定

債務者の主張は、深層防護の考え方を否定するものである。

- (1) 立地審査指針は、「原子炉は、どこに設置されるにしても、事故を起こさないように設計、建設、運転及び保守を行わなければならないことは当然のことであるが、なお万一の事故に備え、公衆の安全を確保するためには、原

則的に次のような立地条件が必要である」と規定されており、事故を起こさないようにすることは当然であるが、万一の事故に備えて公衆の安全を確保するために必要な立地条件を定めるものである。

万一の事故が起きるものと考えて安全対策を講じなければならないことは、深層防護における前段否定、後段否定の考えに基づくものである。すなわち、深層防護の内容である後段否定（各層において原発の安全対策を徹底し、後段の層があるから当該層が破られてもいいと考えて不十分な安全対策をすることは許されない）の考えに基づいて「事故を起こさないように、設計、建設、運転及び保守を行う」ものであり、前段否定（各層が破られることがあることは当然の前提として次の層の安全対策を考える）の考えに基づいて「万一の事故に備え、公衆の安全を確保するためには、原則的に次のような立地条件が必要である」とされているのである。

そして、福島原発事故以前には3層までの防護レベルで事足りると安易に考えたことを深く反省し、徹底した深層防護の考えを安全対策の法規上の基本に据えることを宣言して、「原子力事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、これを行うものとする。」（原子力基本法2条3項）、「原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し」（原子力規制委員会設置法1条）と明文の規定が置かれた。

このように万一の事故の発生を想定して安全対策を講じることが原子力発電所の安全を考えるうえで遵守すべき基本原則であり、万一の事故を考えて規定された立地審査指針における原則的立地条件は、原子力発電所の設置、運転のためには必要不可欠である。

(2) しかるに、債務者は、原則的立地条件②については、シビアアクシデント対

策が法的要求事項とされ、重大事故等対策に係る規定が整備され、重大事故等対策が有効であるかどうかの確認がなされることにしたので不要であり、原則的立地条件③については、原災法等が整備されて原子力災害対策の充実と強化がなされたこと、社会的影響を低減するため、原子炉敷地が人口密集地から離れていることを目安とするよりも、長期間帰還できない地域を生じさせないために、放射性物質の総放出量を規制することとし、炉心の著しい損傷が発生した場合でもCs-137の放出量が100TBq以下になることを重大事故等対策の有効性評価の確認事項としていることから不要であると主張し、想定していない万一の事故は考えないことにしている。

すなわち、債務者の主張は、重大事故等対策が有効であること、重大事故等対策によってCs-137の放出量が100TBq以下になること、を前提とするものであり、それ以上の重大事故が万一起こることは想定しないことにしている。

債務者の主張は、万一の事故を想定して適用されるべき立地審査指針について、万一の事故を想定しないことによって適用を回避するものであり、債務者の主張は失当である。

3 債務者の主張は福島原発事故の教訓を無視したもの

債務者の主張は、福島原発事故の教訓を全く無視したものである。

- (1) 福島原発事故による甚大な被害の発生を目の当たりにして、福島原発事故の教訓を取り入れて安全を考えることは安全対策の基本である。

福島原発事故は、全電源喪失から、炉心の冷却機能を失い、メルトダウン、メルトスルー、水素爆発に至った事故である。全電源喪失について、福島原発事故以前には、「長期間にわたる全交流動力電源喪失は、送電線の復旧又は非常用交流電源設備の修復が期待できるので考慮する必要はない」（安全設計審査指針 解説 指針27）と規定され、全電源喪失は30分程度で回復される

のでシビアアクシデントには至らないと判断されていた。

しかし、現実の事故は、この事故想定とおりにはいかなかった。このことが重要な教訓であり、万一の事故が起こることは常に想定して安全対策を考えることが福島原発事故の重要な教訓である。

- (2) 債務者は、重大事故等対策の有効性が確認事項とされているから原則的立地条件②は不要、炉心の著しい損傷が発生した場合でもCs-137の放出量が100TBq以下になることを重大事故等対策の有効性評価の確認事項としているから原則的立地条件③は不要としている。

しかし、この考えは、全電源喪失は30分で修復できるから安全であるという考えと同一である。債務者の主張は、現実の事故は、想定通りに行かないことがあるから、万一の事故を考えなくてはならないという福島原発事故の教訓を無視した主張であり失当である。

4 債務者の主張は福島原発事故以前の立地審査指針が機能しなかった問題の解決策ではない

- (1) 立地審査指針が福島原発事故で機能しなかったのは、立地審査指針の原則的立地条件②、③の適用を考えるに当たって想定した重大事故、仮想事故が、非現実的なほど過小な事故しか想定されていなかったことである。

他に安全を強化したから立地審査指針の適用は不要という債務者の主張は、問題から目をそらした主張である。

福島原発事故時の原子力安全委員会委員長であった班目春樹氏が、国会事故調の第4回委員会において、以下のように立地審査指針における想定事故が過小評価である旨の発言をしている（甲125・76頁1段目、77頁2段目、3段目）。

正直申し上げて、全面的な見直しが必要だと思っています。…中略…例えば立地審査指針に書いてることだと、仮想事故だとかいいながらも、実は非常に甘々の評価をして、余り出ないような強引な計算をやっているところがございます。…中略…

とんでもない計算間違いというか、むしろ逆に、敷地周辺には被害を及ぼさないという結果になるように考えられたのが仮想事故だと思わざるをえない。

(2) 立地審査指針において、重大事故は、技術的見地から起こると考えられる最大の事故であり、仮想事故は、技術的見地からは起こるとは想定できない重大事故を超える事故である。重大事故の発生を想定して、原子炉施設周辺の一定距離の範囲を非居住区域とし、仮想事故を想定して、非居住区域周辺の一定距離の範囲を低人口地帯として、放出される放射能から住民を保護することにしていた。

ところが、重大事故、仮想事故の想定を過小にして、これらが発生しても原子炉施設敷地境界内で放射能放出は留め置かれるような事故にしていた。事故想定が過小であったことが立地審査指針の機能しなかった理由であり、それを改善することが、福島原発事故の教訓である。

従って、立地審査指針において想定する事故は少なくとも現実に発生した福島原発事故の程度の事故とすることが求められる筈であるところ、立地審査指針を改善せずに、不適用としてこの問題に蓋をしているのが債務者である。

5 立地審査は住民の生命身体の安全を守るために不可欠な防護レベル

立地審査は、住民の生命身体の安全を守るために不可欠な防護レベルである。

(1) 立地審査指針は、原子力発電所の設置場所として立地不適か否かを判断す

る役割を果たすという意味で第1層の防護レベルの前に判断される層の防護レベルであるとともに、シビアアクシデントが発生した時に住民に対する放射能の影響を回避するという意味で第5層の防護レベルの役割を果たすものである。

債務者も、「重大事故を想定した上で人に対する目安線量を設定してその条件を満たす離隔距離の確保を要求することにより、一定の役割を担ってきた。」とその役割を認めている。これは重大事故を想定して周辺が非居住区域となっているか否かを判断する意味の主張と解され、「また、低人口地帯は、避難など適切な措置を講ずることにより放射線による影響を低減することが想定されている地域であり、そのような地域において防災を考える際の、避難のしやすさを考慮したものであって、深層防護の第5の防護レベルではないものの、同防護レベルの領域である防災活動を容易にする効果を意図するものであった」と低人口地帯の役割を認めているのは、立地審査指針に第5層の役割を認めているものと解される。

- (2) 深層防護における5層目は、原発事故による外部への放射能放出時における人に対する放射能の影響を回避することである。この放射能の影響を回避するためには、実効性ある避難計画が必要である。すなわち、5層目の目的は「事故状態に起因して発生しうる放射性物質の放出による放射線の影響を緩和すること」であり、それには「十分な装備を備えた緊急時管理センターの整備と、所内と所外の緊急事態の対応に対する緊急時計画と緊急時手順の整備が必要である」（甲126・8頁）。

これと同じく、放射能の影響を回避するためには、適切な立地であることが要求される。すなわち、「人口の特性と分布に関連して、立地地点と施設の組み合わせによる影響を以下のようにしなければならない。・・・緊急時対策の実施に至り得るような事態を含む事故時状態に伴う住民への放射能リスクが、容認可能なほどに低い。」（甲68・9頁「2.27」）ことが要

求され、「徹底的な評価の後、上記要件を満足するために適切な対策が施せないことが示された場合には、立地地点は提案された種類の原子炉施設の設置に適していないと考えなければならない」（甲68・9頁「2. 28」）
うえ、「住民に対する放射線影響の可能性、緊急時計画の実行可能性とそれらの実行を妨げる可能性のある外部事象や現象を考慮し、提案された立地地点に対する外部領域を設定しなければならない。」（甲68・9頁「2. 29」）

緊急時計画と、立地評価は、緊急時対策の実施に至り得るような事態を含む事故状態に伴う住民への放射線リスクを回避するためのものとして、重なり合う安全対策である。立地評価においては「住民に対する放射線影響の可能性、緊急時計画の実行可能性とそれらの実行を妨げる可能性のある外部事象や現象を考慮し、提案された立地地点に対する外部領域を設定しなければならない。」もので、事故による放射線被害を避けるために原子炉施設の外部領域を非居住区域或いは低人口地帯とするものであり、緊急時計画は事故による放射線被害を避けるための実効性のある避難が可能であることを求めるものである。立地評価によって放射線被害を避けるために原子炉施設と住民の十分な離隔を取り、仮に放射線の影響が及ぶような事故が起きた場合を想定して実効性のある避難計画を用意し、もって、事故による放射線の影響を回避するものである。

仮に、事故発生時に実効性ある避難計画が用意できないような場所であれば、そのような場所に原発を立地してはならない、すなわち、その場所は立地不適である。

このように、立地審査指針は、住民の生命身体の安全を守るために不可欠な防護レベルである。

本件原発は、実効性ある避難計画を用意することは不可能であり、それは、取りも直さず、原子力発電所の立地場所として不適な場所に本件原発を

設置しているからである。

以上